

平成23年5月25日

於：南青山会館新館2階「大会議室」

水産政策審議会

第51回資源管理分科会議事録

水 産 庁

水産政策審議会第51回資源管理分科会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成23年 5月25日 午後 1時30分

閉会 平成23年 5月25日 午後 2時44分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員 梶 克之 櫻本 和美 須能 邦雄 寺本 紀久

東村 玲子 福島 哲男 宮原 邦之 安元 杏

山下 東子

特別委員 今村 博展 小川 栄 金田 一義 嶋野 勝路

高橋 健二 徳島 惇 八木田和浩 柳谷 法司

山田 邦雄 米田 清

3 水産庁側出席者

宮原水産庁次長

長谷沿岸沖合課長

熊谷資源管理推進室長

木島海洋技術室長

藤田遠洋課課長補佐

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1. 開	会	1
2. 議	事	2
(諮問事項)			
諮問第 197 号	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条		
	第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について	2
諮問第 198 号	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部		
	を改正する省令について	1 2
諮問第 199 号	漁業法第 5 8 条第 1 項の規定に基づく遠洋底びき		
	網漁業の公示について	1 4
(報告事項)			
	第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について	1 6
(その他)		1 7
3. 閉	会	2 4

1. 開 会

○長谷沿岸沖合課長 定刻となりましたので、ただいまから「水産政策審議会 第 51 回 資源管理分科会」を開催いたします。

本日は皆様お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

沿岸沖合課長の長谷でございます。

初めに人事異動で水産庁幹部の異動がございましたので、御紹介させていただきます。

資源管理部管理課資源管理推進室長の熊谷徹でございます。

増殖推進部研究指導課海洋技術室長の木島利通でございます。

続きまして、委員の出席状況について御報告いたします。水産政策審議会令第 8 条第 1 項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員 9 名中、現在 8 名の方が出席されておりますので、定足数を満たしており、本日の資源管理分科会は成立していることを御報告いたします。

審議に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきます。

まず最初に議事次第がございます。

その後、資料一覧。

資料 1、資料 2、資料 2－1、資料 2－2、資料 2－3、資料 2－4 まであります。その後、参考資料 1、参考資料 2、参考資料 3、参考資料 4、その後、資料 3、資料 4、資料 5 でございます。

何か不足のものはございますでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

それでは、分科会長、審議の方をよろしくお願いいたします。

○櫻本分科会長 それでは、審議に入ります前に、まずこのたびの東日本の大震災で亡くなられました方々に対しまして、心より御冥福をお祈りいたします。また、被災されました多くの方々に対しまして、謹んでお見舞いを申し上げます。

本分科会の委員であります須能委員も被災されておりますけれども、新聞等で復興に向けて御活躍されているのを拝見させていただいております。須能委員を始めまして、委員の方々も復興等に関しましていろいろ御意見、御要望があると思いますので、それにつきましては、また後ほど御意見を伺いたいと思います。

それでは、審議に入らせていただきます。座らせていただきます。

2. 議 事

○櫻本分科会長 本日は諮問事項が3件、報告事項が1件でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会令第5条第6項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となります。よろしくお願いいたします。

(諮問事項)

諮問第197号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

それでは、早速諮問事項に入ります。諮問第197号の「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」事務局から資料の説明をお願いいたします。

○熊谷資源管理推進室長 資源管理推進室長の熊谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料2が今回の諮問内容でございます。

まず諮問文を朗読させていただきます。

23水管第452号

平成23年5月25日

水産政策審議会

会 長 櫻本 和美 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第197号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成22年11月12日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同条

第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

別紙以降につきましては、参考資料2以降で説明させていただきたいと思います。

今回の諮問内容でございますが、まず資料2-1をごらんいただきたいと思います。

本諮問では平成22年の漁期、サバ類の追加配分及びTACの改定ということでございまして、表の左側のマサバ、ゴマサバのところを見ていただければと思います。

2点目としまして、期中改定でございますが、23年漁期のスケトウダラの追加配分及びTACの改定ということでございます。右の欄の2番目でございます。

それから、7月から管理期間が始まりますサンマ、スケトウダラ、ズワイガニ、それぞれにおけるTAC設定及び配分についてでございます。

諮問事項の具体的な説明に入る前に、TACの期中改定の仕組みについて御説明したいと思います。3つのケースでございます。

1点目が資源全体の状況が当初の資源評価から大幅に改善されることが見込まれる場合で、資源を再評価し、これに伴いABCを再評価してTACを改定する場合がございます。

2点目がマアジ、マイワシ、サバ類といった浮魚資源について、漁場形成の偏り等に対応するため、配分が不足する都道府県等への追加配分を行うものでございます。

3点目でございますが、主たる生息域が外国水域にあるスケトウダラ等の資源につきまして、我が国水域への来遊状況に対応できるよう過去の漁獲量の最大値をベースにTACを設定しておりますが、直近の来遊状況に対応してTACを改定するものでございます。

以上を踏まえまして、今回の諮問事項についてケースを整理しながら御説明したいと思います。

まず最初に申し上げました期中改定としまして、マサバ、ゴマサバの追加配分の件でございます。これは説明いたしました2番目のケースに当たるものでございます。つまりその年に漁場形成の偏りがあったことから、配分が不足する都道府県等への追加配分を行うものでございます。

資料2-2をごらんいただきたいと思います。

ございますように、8,000トンほど漁獲可能量を増加したいということでございますが、

2枚目をごらんいただきたいと思います。島根、長崎、鹿児島 の 3 県で来遊が良好であることから、合計 8,000 トンを追加配分したいということでございます。

3枚目にごございますグラフを見ていただきたいんですが、黒で横に引いてあるところが今年度の TAC でございます。そして、赤が今年度の漁獲状況でございます。来遊状況が非常に良好であることから、漁期末までの来遊数量を見込みますと、過去の平均的な漁獲の伸びで伸ばした場合、点線のとおりになる。こういった漁獲の見込み等を背景に先ほどの 8,000 トン、各県ごとには島根県におきまして 1,000 トン、長崎県で 3,000 トン、鹿児島で 4,000 トン、それぞれ改定しようというものでございます。

2点目でございます。資料 2-3 をごらんいただきたいと思います。23 年漁期のスケトウダラの追加配分でございます。

左の欄にごございますように、21 万 8,600 トンを 21 万 9,000 トンとしたいということでございます。

本年 2 月に開催された第 50 回の資源管理分科会におきまして、北海道に対して、22 年における 4,400 トンの先行利用を認めるとともに、23 年の TAC において、その分を差し引いて 21 万 8,600 トンの TAC を設定いたしました。この先行利用につきましては、第 48 回、第 49 回の資源管理分科会においてお諮りしていますが、その参考資料が参考資料 3 及び参考資料 4 として後ろの方に付いております。御参考にしていただきたいと思います。

その後、3 月末時点で先行利用の使用実績を確認いたしました。実際には 4,000 トンということに実績はとどまっておりますので、400 トン分を 23 年漁期の TAC に差し戻すことといたしました。

この結果、資料 2-3 の 3 ページ目、地図が付いているものでございますが、ごらんいただきたいと思います。資料 2-3 の 3 ページでございます。

左上の方でございますが、知事管理分のうち、太平洋海域におけるものの知事管理分の配分を 6 万 3,600 トンから 6 万 4,000 トンとしまして、全体の TAC を 21 万 8,600 トンから 21 万 9,000 トンへ 400 トン増大するというものでございます。

次に諮問事項の 3 点目でございますが、23 年漁期のサンマの TAC 設定及び配分でございます。今度は資料 2-4 をごらんいただきたいと思います。

サンマの資源動向につきましては、参考資料 2 がございます。縦のものでございます。資料がいろいろ移りますが、申し訳ございません。

資料 2-4 と参考資料 2 を併せてごらんいただきたいと思います。

参考資料 2 を 1 枚めくっていただきまして、サンマの太平洋北西部系群を書き込んでありますけれども、この裏でございますが、資源状況について記載されております。

資源評価の結果につきましては、資源水準は中位水準で、減少傾向にあります。21 年漁期の漁獲量は 30 万 8,000 トンと 2 年連続で 30 万トンを超えております。右上のグラフを見ていただきたいと思います。しかしながら、22 年漁期につきましては、本年末までの集計で約 19 万トンと大幅に下がっております。

また、資源量につきましては、上の右側のグラフを見ていただきたいと思います。21 年から減少傾向にございまして、平成 22 年では 221 万トンと算定されております。他方、サンマ資源に対する漁獲割合というのは 10 %程度と非常に低く、現在の漁獲圧が親魚量に悪影響を与えるものではないと考えられております。

次に ABC についてでございますが、同じく資料 2 - 4 の 1 ページ目の下段の方を見ていただきたいと思います。幾つかの漁獲のシナリオを示しておりますが、この中で親魚量に悪影響を与えないと考えられる漁獲圧として、漁獲量がない場合の親魚量の 50 %を残すというところを ABC としまして、42.3 万トンとなる④の案を採択、選択したいと考えております。

また、TAC の設定につきましては、資源が中位水準で減少傾向にあること、中期的管理方針に即して資源に悪影響を与えない範囲において漁獲可能量を安定的にすることから、ABC と同等の 42 万 3,000 トンと設定したいと考えております。

TAC の配分につきましては、資料 2 - 3 の表に戻るんですが、TAC の数量が減少したことから関係者間の調整を行いまして、大臣管理量、北海道、岩手を始めとする知事管理量を過去の漁獲割合の比率に応じて削減する案となっております。

次に 4 点目でございますが、23 年漁期のサバ類の TAC 設定及び配分でございます。これも資料 2 - 4 でございますが、2 枚目に記載してございます。

具体的な資源の動向につきましては、参考資料の 5 ページ目から 12 ページ目まで順次ございますが、今回、説明は簡単にさせていただきます。マサバの資源につきましては、太平洋系群は低位水準で横ばい傾向、対馬暖流系群は中位水準で増加傾向、ゴマサバの太平洋系群は高位水準で減少傾向、東シナ海は中位水準で減少傾向という状況にございます。

次に ABC についてでございますが、資料 2 - 4 の 3 ページ目をごらんいただきたいと思います。基本的には平成 22 年漁期と同様に親魚量の増大を図ることとしております。

減少傾向のゴマサバ太平洋系群についてでございますが、親魚量の維持と漁獲量の超過

の予防的措置を考慮しまして、これによりまして、ABCはマサバ太平洋系群は26万4,000トン、マサバの対馬系群は16万8,000トン、ゴマサバの太平洋系群は22万2,000トン、東シナ海系群については6万トンとすることを考えております。

サバ類のTACにつきましては、各系群ごとに選択したABCの合計量、今の数字の合計量71万4,000トンに対しまして、22年のABCから4万3,000トンほど増加しておりますが、今後のより高い精度での再評価が行われることを考慮しまして、今回のTAC設定につきましては、69万3,000トンにとどめる設定にしたいと考えております。

TAC数量の配分につきましては、関係者間の調整を経まして、TACの数量が増加した割合に応じて大臣管理分、各都道府県の分をそれぞれ増加する案となっております。

続きまして、最後でございますが、5点目、23年漁期のズワイガニのTAC設定及び配分についてでございます。再び資料2-4を見ていただきたいと思います。資料2-4の4ページ目でございます。

同じく参考資料2をごらんいただきたいと思います。こちらの方に資源動向が記載されています。

先ほどのサバに続いてでございますが、ズワイガニの日本海系群、A海域、B海域、太平洋北部系群、オホーツク海系群、北海道西部系群、4つに分けて資源評価をさせていただいておりますが、その中でも最も漁獲量が多い富山湾以西のA海域でございますが、これにつきましては、ABCは昨年と同様の漁獲圧を維持することで、昨年より600トン多い5,000トンとすることを選択したいと考えております。資料2-4の4ページ目でございます。

それから、日本海のB海域でございますが、昨年同様の親魚量を確保するというところで、ABCは昨年よりも30トン多い420トンとすることを選択したいと考えております。

また、これらの2つの系群のTACにつきましては、中期管理方針を踏まえまして、資源の増大及び安定的な漁獲を継続できることを基本としております。

A海域のTACは現状の漁獲圧をベースとして、600トンほどABCが増えておりますが、TACにつきましては、前年同様の4,400トン。

B海域につきましては、ABC自身が390トン、420トンと順調に増加しているものの、加入資源量等の情報が必ずしも明らかではないという面がございますので、ABCの増加分のおおむね半分程度の増加を昨年のTACに加えて、360トンにとどめることとしたいと考えております。

続きまして、太平洋系群等の ABC でございますが、太平洋北部系群の資源状況としましては、中位水準で横ばい傾向である。

ABC につきましては、昨年同様、現状の親魚量を維持するという事で、424 トンとすることを選択したいと考えております。

TAC につきましても、ABC と同数量ということでございます。

また、オホーツク海系群につきましては、資源は低位水準で増加傾向とされております。

ロシアと関係するところがございまして、既存の情報から資源量の算定が困難でございます。

TAC につきましては、例年同様、近年の最大の漁獲量をベースとしまして、1,000 トンとしたいと考えております。

北海道西部系群についてでございます。資源水準は中位でございまして、資源動向は横ばいという状況でございます。

既存の情報からは資源量の算定が困難でございますが、TAC につきましては、現状の漁獲量の維持ということで、前年と同様 43 トンとしたいと考えております。

これらを合わせまして、23 年漁期のズワイガニの TAC というのは、黄色のところの下にございますが、6,227 トンに設定したいと考えております。

TAC の数量の配分につきましては、また資料が戻って申し訳ございませんが、資料 2-3 の 4 ページ目、日本全体の地図が描いてございますが、TAC が増加した日本海系群につきましては、TAC が増加した割合に応じまして、大臣管理分と各都道府県分を増加する案となっております。

以上で諮問第 197 号に係る説明を終わらせていただきます。

○櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

TAC の期中改定が 2 件、23 年度 7 月以降の新規の TAC が 3 件ありました。

ただいまの説明に対しまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。お願いします。

○山田特別委員 質問とお願いがあります。

まず質問の第 1 点は、太平洋のスケソウの先行利用の見直しの件なんですけれども、説明はわかるんですが、北海道を出てくるときに、今年の消化数量、新聞に出ているので間違った数字ではないと思うんですけれども、その数字を見ると、先行利用が 1 万トン以上増えているんです。スケソウとその他の漁業で、スケソウを獲っている数量がです。それ

は今の説明でいくと、4,400 トンのものが 4,000 トンしか獲れなかったら修正するというんですが、この点についてはどういうことなんでしょうか。その他の漁業というのはカウントしないということなんでしょうか。

○木島海洋技術室長 今回の山田特別委員の御質問について、私からお話をしたいと思いません。

今の委員の御指摘は私どもも承知しております、北海道の特に太平洋分の配分量を道の漁業者の漁獲はそれを超えているという実態がございます。それは非常にけしからぬことではあるんですが、内実を申しますと、北海道の中では道計画に基づきまして、道南の刺し網漁業と定置漁業などのいわゆる待ち漁業に分けて管理を行うというやり方をとっております。今回、実際にたくさん獲ってしまったのは、その中の定置漁業で、近年に見られない来遊があって、結果としては想定したものより増えてしまったという実態がございました。待ち漁業、定置漁業につきましては、上限を設けない若干という配分をしております、そこについては私どもの指導では従来程度の漁獲に抑えるという指導をしてくださいということをお願いしてきたわけではありますが、たまたま去年の沿岸の海況などの変動によって異常な来遊が見られて、それが結果としては超えてしまったという状況があるわけでありまして。

実態はそういうことであるんですが、私どもとしますと、これは非常に問題ではありますので、北海道庁に対しては配分の在り方なり管理の在り方について、更に徹底して見直しをしてくださいということは申し上げてきたつもりであります。また今後こういうことがないように、私どもとしても指導の徹底を図ってまいりたいと思っております。

4,400 トンにつきましては、入っていないわけではないんですけれども、結果としては管理ができる漁業に対してそれを割り当てるということをしているものですから、待ち漁業、いわゆる定置漁業については、今回は対象としていないという状況でございます。

○山田特別委員 わかりました。待ち漁業の分については、やはり刺し網、はえ縄、沿岸と言ったらおかしいですが、沿岸の漁業者の中にとってもこれは非常に悩ましい問題を含んでいますし、そういうことがあると、やはり沖底側の立場とすると、これはおかしいのではないかとあります。待ち漁業は非常に悩ましいところがありますので、より指導をしていただきたいと思っております。

それと、もう一点お願いなんですけれども、オホーツク海のスケソウの資源なんです、今年もおかげさまで、今、非常に順調に漁獲されてきております。そんなことがあります

ので、期中見直しをするときには早い時期に期中見直しをしていただきたい。これは要望でございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますか。東村委員、お願いします。

○東村委員 ブワイガニの TAC の増加分についての質問でございますけれども、日本海の B 海域は TAC が増加した分を割合に応じて、それぞれ枠の分を増やしたと御説明されたかと思うんですが、TAC を設定する際に、例えば大臣管理分の資源が良好であるとか、同じところを違う管轄の漁業で獲っているということなんですか。

私は疑問に思ったのは、違うところで獲っているならば、資源の増加が同じように増えているのでなければ、それに応じて増えているところは TAC を増やし、そうでないところはそのままとか、そういうふうになると思ったんですが、どうやら私の誤解だったように思いますが、教えていただければ幸いです。

○熊谷資源管理推進室長 今の御質問の趣旨でございますが、大臣管理の漁場と知事管理の漁場が違うか、それに応じて配分ということでございますね。

○東村委員 もし違うのならば、豊富な漁場で TAC を増やして、そうでないところではそうでないというのが普通だろうと思ったものですから、質問させていただいたんですが、B 海域については何分勉強不足でして、申し訳ございません。

○熊谷資源管理推進室長 カニの生息水深というのは一定の 200 ～ 300m と決まっておりますので、その海域で小型の知事管理の漁業も大臣管理も操業しておりますので、同じ漁場でほぼやっているとお考えいただきたいと思います。そういった中でございますので、これまでの漁獲実績等に応じまして、配分させていただくということでございます。

○東村委員 ありがとうございます。

○櫻本分科会長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。八木田特別委員、お願いします。

○八木田特別委員 全さんまの八木田です。

まず今回の震災絡みで、私どもさんま漁船は甚大な被害をこうむったわけです。水産庁さんの迅速な対応で、全部とは言いませんが、一次補正を含めて多くの漁船が復興できるような大きな光、望みを持てるような状況になったということで、改めてこの場をおかりしてお礼を申し上げたいと思います。

また、一次補正でくみ取れなかった漁業者に対しても、二次補正の中で何とかそういっ

た補てん策をお願いしたいということと、もう一点、何といても陸上施設も同時に大きくやられていますので、そちらに対しても配慮いただきたいと思います。

今回、23年度の大管部分のTACの数量決定に当たりまして、私ども協会といたしましても、当初、漁労長さん方の意見を多く取り入れて、それを水産庁さんの中にも反映して進めたいと思って考えて企画していたんですが、ちょうどこの地震の騒ぎでそれがかなわなくなったということですが、私どもが知り得ている中で、役員会の中で、資源についての在り方を協議してきておりまして、現場の声を聞いていると、日本海で相対的には、まだ若干減ってきているとのことで実際に数字が減っていますが、私どもが漁張りをしているところでは、相当数の資源が減ってきているという現場の声が大きくて、昨年から見ると1万5,000トンぐらい大管部分でも減っているんですが、業界内部ではここは30万トンぐらいで抑えてしまった方がいいのではないかという意見が大多数でございます。

また、この1～2年、終盤の漁場で獲っている魚というのは非常に小型化している魚を獲っているということで、それらが今度ますます資源に悪影響を及ぼしていくのではないかとこの心配も持っております。大管量の多さがそれらの小型魚の管理の部分にも影響を与えている部分がありますので、是非この辺は考え直していただいて、30万トンでとめていただければという意見です。

○櫻本分科会長 いかがでしょうか。もう少しTACは少ない方があれですね。

○木島海洋技術室長 これも私の方からお答えいたします。今回なぜ42万3,000トンを採用したかということについて、私どもなりの考え方を申し述べさせていただきと思います。

漁獲可能量の制度自体の運用に当たりましては、当然ながら、資源の安定的利用、つまり、資源をできるだけ悪化させないように使っていこうというのが基本的な考え方であるわけですが、もう一つの考え方として、漁獲可能量なり漁獲量そのものについてもできるだけ安定させていこうという考え方がございます。

サンマにつきましては、当然ながら、八木田特別委員がお話のように、小型魚が若干多くなってきたということはあるとは思いますが、一方で、例えば来遊の状況なり、多くの船が被災したという話は聞いておりますけれども、漁獲能力自体はまだまだ大きなものがあるわけでございます。

こういう中で、資源のことだけを見据えてリスクを考慮するということが、結果として

どうだろうかという意見もございまして、今回は ABC の枠の中、すなわち資源に悪影響を及ぼさない中での 42 万トンという数字を採用したわけでございます。これについては、当然ながら、今後の資源の状況なりを見た上で更に検討を加えていく必要があると思っておりますが、とりあえずこういう数字を採用させていただきたいと思っております。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

八木田特別委員、よろしいでしょうか。

○八木田特別委員 私どもの役員会の中でも、漁労長さん方の現場の声を大事にしろという形で言われておまして、この部分は水産庁さんの方でくみ取って、今後ともそういう形の中で進めていただきたいと思いますので、よろしく願います。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

寺本委員、お願いします。

○寺本委員 今のサンマの関連なんですけれども、一昨年も少ないし、去年も少なかったわけですが、日本の TAC 以外の公海でやっている外国の、ロシアなり中国なり台湾というのはかなりやっているということで、これは日本の TAC 以外のところで行われているわけで、前にこの席でもお聴きしたんですけれども、それについての国際的な取り決めというのはなくやっているんだと思います。

今年の場合などでも、国内の利用している加工業者などの需要は非常にあって、去年のシーズン中でも台湾から船凍品が入ってきて、それを銚子などで利用していることがあるわけですし、今の八木田さんの意見はわかりますけれども、日本の TAC 以外の公海のところのことで、国際的にサンマに関しては話し合いとかそういうのは、ないんですか。

○宮原水産庁次長 北太平洋の新しい条約をつくるという動きがあって、ほぼでき上がっていて、これがいつスタートするかはまだわからないんですけれども、そういうものはでき上がってきているということです。

○寺本委員 いずれにしても、サンマの需要というのは非常にありまして、食料もあるし、事業関係もあるわけですし、国内の方が去年も一昨年も枠を十分に消化できないくらい、国内的に資源が減っているということかもしれませんけれども、それは逆に日本の TAC の外の公海ではあるいはあったのかもしれない。もし日本国内の方が今後ともどんどん減っていくようだと、利用する加工業者なりあるいは利用業者なり、日本の需要を賄う意味では、やはり北太平洋の方に制限とか、逆にそこへ日本が出て行く、日本がそちらへ行かないと需要を賄い切れないということで、今年の場合は枠を広げてやるということと言

っていますね。なお、今年はある船も少ないということでありまして、どうしても加工関係も含めて需要はあるものですから、輸入に頼らざるを得ないということが起こり得るのではないかと思うので、是非その辺を検討していただきたいと思います。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問第 197 号につきましては、原案どおり承認していただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○櫻本分科会長 それでは、そのように決定いたします。

**諮問第 198 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を
改正する省令について**

○櫻本分科会長 次の諮問事項に入ります。諮問第 198 号の「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について」事務局から資料の説明をお願いいたします。

○藤田遠洋課課長補佐 水産庁遠洋課の藤田と申します。本来ならば遠洋課長が説明すべきところでございますけれども、所用により欠席でございます。私から代わりに御説明をさせていただきます。

まず資料 3 をごらんください。諮問文を読み上げさせていただきます。

23 水管第 347 号

平成 23 年 5 月 25 日

水産政策審議会

会 長 櫻本 和美 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

(諮問第 198 号)

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林

省令第5号)の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法(昭和24年法律第267号)第65条第6項及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

こういう内容でございます。

今回の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の改正の内容でございますけれども、1枚おめくりをいただきまして、2枚目に説明がございますので、そこをごらんいただきながらお聞きください。

カツオ・マグロ類につきましては、海洋を広く回遊するというところでございまして、こういった混獲魚種につきましても、採捕の規制につきましては、大西洋まぐろ類保存国際委員会、ICCATと申しますけれども、こういった地域漁業管理機関において資源管理措置を定めて、必要な保存管理措置をとっている状況でございます。

我が国におきましては、こういった当該保存管理措置につきまして、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の中で必要な規制内容を定めて、国内担保措置をとってございます。カツオ・マグロ漁業に関する部分につきましては、省令第17条の規定に基づきまして、同じ省令の後ろの方に別表第2というものがございまして、その中で具体的な中身を定めているところでございます。

改正につきましては、昨年のICCATの年次会合におきまして、サメの一種でありますヨゴレに関する保存管理措置及びシュモクザメに関する保存管理措置が採択されてございます。この中で大西洋で漁獲するヨゴレ、シュモクザメ科につきましては、採捕が禁止されることとなりましたので、これを担保するために指定省令を改正する必要があるということでございます。ただし、当該勧告の中におきましても、シュモクザメ科のうち、ウチワシュモクザメというものは対象外となっておりますので、この部分については除くという形で内容を定めてございます。

なお、大西洋まぐろ類保存国際委員会の勧告につきましては、今年8月13日に発効することになっておりますけれども、日本の遠洋カツオ・マグロ漁業の大西洋における漁期は基本的に8月1日からということで管理をしておりますので、日本漁船につきましては、8月1日から施行することにさせていただきたいという内容でございます。

以上です。

○櫻本分科会長 ありがとうございました。

ICCAT の決定に対する省令の変更ということですが、御意見、御質問はございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問第 198 号につきましては、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○櫻本分科会長 それでは、そのようにさせていただきます。

**諮問第 199 号 漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく遠洋底びき網
漁業の公示について**

○櫻本分科会長 次の諮問事項に入ります。諮問第 199 号「漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について」事務局から資料の説明をお願いいたします。

○藤田遠洋課課長補佐 引き続きまして、私から御説明をさせていただきます。

資料 4 をごらんください。まず諮問文を読み上げさせていただきます。

23 水管第 323 号

平成 23 年 5 月 25 日

水産政策審議会

会 長 櫻本 和美 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について

て (諮問第 199 号)

遠洋底びき網漁業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成 23 年 9 月 1 日から平成 24 年 7 月 31 日までと定めたいので、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 58 条第 3 項及び第 60 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

こういうものでございます。

この公示につきましては、許可の有効期間がもともと本年7月31日をもって満了するというございまして、実は、8月1日以降の許可をするということにつきまして、水産政策審議会の意見を聞いた上で公示をするわけでございしますが、今年2月23日に開催されたこの分科会において、公示の手続を進めていた内容でございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目をごらんください。今回の内容が書いてございます。ただし、御承知のように、3月11日の東日本大震災の発生に伴いまして、通常どおり許可の満了日を迎えますと、もしかすると申請手続がうまくできなくなるかもしれないということがありましたために、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第1項第1号に基づく特定非常災害の被害者の救済措置といたしまして、遠洋底びき網漁業の許可の有効期間の満了日が7月31日にくる予定だったものを1か月だけ延ばしまして、8月31日までに延長したということがございます。そのために前回諮問させていただきました公示そのものにつきましては、手続をとりやめております。

今回、基本的に同じ内容で9月1日以降の本漁業の許可をするということで、改めて諮問をさせていただく内容になってございます。前回、審議していただきました内容と異なる部分は公示日が本年5月からという部分と、許可の有効期間が本年9月1日からという、この2点が違っておりまして、そのほかの部分につきましては、特段の変更はございせん。

以上です。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に対しまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

特段なければ、諮問第199号につきましては、原案どおりということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○櫻本分科会長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、確認のために答申書を読み上げます。

答 申 書

23水審第8号

平成23年5月25日

農林水産大臣 鹿野 道彦 殿

水産政策審議会

会 長 櫻本 和美

平成 23 年 5 月 25 日に開催された水産政策審議会第 51 回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第 197 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第 198 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

諮問第 199 号 漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について

以上です。

それでは、次長にお渡しいたします。

(櫻本分科会長から宮原水産庁次長へ答申書手交)

○宮原水産庁次長 ありがとうございます。

(報告事項)

第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について

○櫻本分科会長 それでは、次に報告事項に入ります。「第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について」報告をお願いいたします。

○熊谷資源管理推進室長 資料 5 をごらんいただきたいと思います。「第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量（速報値）（平成 23 年 3 月 31 日までに採捕された数量）」でございます。

表にございますように、サンマにつきましては、昨年 7 月からでございますが、45 万 5,000 トン TAC されまして、採捕数量は 19 万 2,000 トンということで、消化率 42 %。

スケトウダラにつきましては、昨年4月から1年間でございますが、26万5,000トンのTACに対しまして、採捕数量が23万4,000トン、88%の消化率になっております。

また、マアジにつきましては、TAC数量22万トンに対しまして、採捕数量は2万5,000トン、消化率11%。

マイワシにつきましては、TAC数量15万1,000トンに対しまして、採捕数量1万8,000トン、12%の消化率でございます。

マサバ、ゴマサバにつきましては、62万7,000トンのTAC数量に対しまして、39万2,000トンの採捕数量でございます、消化率は63%。

スルメイカにつきましては、今年1月からということでございますので、TAC数量は27万2,000トンでございますが、現在1万9,000トンの採捕数量ということで7%の消化率。

ズワイガニにつきましては、昨年7月からでございますが、TAC6,129トンに対しまして、採捕数量は3,809トンと62%の消化率とそれぞれなっております。

以上でございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

何か御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、以上で本日予定しておりました議事については終了いたしました。

(そ の 他)

○櫻本分科会長 最初に申し上げましたように、まず震災関係で御意見とか御要望をお聞きしたいと思います。

須能委員、お願いします。

○須能委員 このたびの東日本大震災に当たりましては、皆様から温かい御支援をいただきまして、誠にありがとうございます。皆さんの温かい御支援が我々地元での自立の力になりますので、引き続き御支援のほどお願い申し上げます。

被災者の苦悩は家族、親族、従業員、友人たちを失っております。口にも出せず心の傷をいやすことができない状態にあります。更に会社や自宅の建物の崩壊、流失、漁船や漁具、養殖施設、倉庫、車両、加工機器などのすべての生産手段を流失しました。我々被災者が持っているものは、やる気と地元の海産生物資源及びその漁獲加工技術のみです。

地元では大きなストレスを持っております。現状の無理解は失望を生み、絶望となりま

す。その結果が廃業で他の地へ移るとか、自己破産し、その後、自殺、最終的には地域社会の崩壊となってしまいます。

現在、日銭を稼ぐ仮復旧を目指しておりますが、高付加価値の生産を目指す本復興を地元が主体性を持って自立的にやらねばならないと思ひ、水産政策会議等を行っております。

地元の力を発揮できるよう、水産庁の皆様を始め本分科会の委員の皆様これまで以上の御協力と御指導を切にお願いする次第であります。今後ともひとつよろしくお願い申し上げます。

○櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

ほかに何か御意見、御質問、御要望はございますか。高橋特別委員、お願いします。

○高橋特別委員 2点ほどございます。

検討していただければ結構なんですけど、まず1点目なんですけど、実は今回の被災で私も海員組合に所属する船で58隻が被災を受けました。一番多いのがサンマ漁船の25隻です。次に中型イカ釣りの14隻という順番になっていきます。

問題なのは、サンマ漁船、イカ釣り漁船の乗組員の皆さんが期間雇用的な雇用関係になっておられて、失業保険、いわゆる雇用保険の非適用業種となっております。こういうふうになりますと、特にサンマ漁船の場合は8月上旬から順次雇入れ、6月ぐらいから待機手当をもらう地域もございますけれども、心待ちにしていた漁業で、半数近くの船が出漁を見送らざるを得ない状況にあるということですから、そうすると、失業保険もない中で生活をどうするかという大きな問題が浮かび上がってまいります。

今回の大震災を特例として、何かしら失業保険に充当するような制度の構築を考えていただきたいと思ひます。これまで何十年もこの業界、漁業界を支えてきた皆さんでございます。非常に貴重な技術を持った皆さんを転職、失業という形で漁業界から去らせることは大きな問題があると思ひますので、その辺はひとつ水産庁の方も人材の確保という観点からも考えていただきたいと思ひます。

それから、昨今の新聞でもそうですけれども、瓦れきの問題がございます。我々陸上の方からなかなか見づらぬ海底には、かなり多くの瓦れきが恐らく入っているんだろうと思ひます。

3月11日当日、私もたまたま石巻におりまして、先ほど須能委員からありましたけれども、多分私の方が3分ぐらい早く避難したんだろうと思ひます。そういう意味では、お互いに九死に一生を得たんですが、避難した後に海の方を見れば、大量の瓦れきがありま

した。私の場合は北上川を通じて海の方に流れていったのを随分目にしましたので、そういう瓦れきの撤去、掃除、こういうものを予算の範疇の中でも結構でございますけれども、強く二次補正にも入れていただいて、早急なる漁場を元に戻す確保、掃除ということをやっていたきたい。これは有効的に沖底の船もありますので、そういう船を使ってやっていただければと思います。

以上です。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

この辺につきましては、何かありますか。

○宮原水産庁次長 今、須能委員と高橋委員から水産関係の御意見をいただきました。水産庁も3月11日の震災が起こって以来、全庁を挙げて対策に当たってまいりました。それでも地元から見ると、2か月以上経って、はかばかしい進展がないのではないかという不満の声をいつも受けながら、また我々も日夜頑張ろうということでやっている次第でございます。

私も岩手も、宮城も、福島も、原発の30km圏内を含めて見てまいりましたけれども、今回は地震といいますけれども、津波の被害です。ということで、津波、要するに海の近くのものがやられ、つまり漁業関係の施設がすべてやられているという状況でございます。政府の中でも水産庁が前面に出てやらなければならない問題が大変多いと感じているところでございますし、須能さんがおっしゃっているように、今後とも地元の方々の意見をよく聞きながら、地元のコミュニティはちゃんと残していくということで対策を打っていきたいと思います。一次補正で2,000億を超えるお金をとりましたけれども、これは本当に第一歩だと思います。これからは本当に長期戦になると思いますので、皆さんとスクラムを組んでやっていこうと思います。

それから、高橋特別委員の具体的なお話、乗組員、特に期間雇用の方々に対するの対策については、今後の問題として考えさせていただきたいと思いますが、2点目の問題と関連いたしまして、もしそういう期間雇用の方々が大変優秀な船員を送り出している三陸の方々である場合は、地元での復興作業、瓦れきの撤去等々に携わっていただければ、1日1万2,000円の日当が払われるということです。そういうことで、漁業者の方々が自らの手で復興されるということに対して資金的な援助をし、生活を支えられればという思いでこういうことをやっております。

瓦れきの撤去作業についても、第一次補正でやられるのは本当に第一歩、手をつけられ

る部分だけしかできないと思っております、これから海に大量に流れ込んだ瓦れきについて、それが一体どこにあり、それはどういう漁場に影響を与え、資源に対してどういう影響を与えていくのか。これは調査もし、漁場を元に戻すという事業についても我々は取り組んでいかなければならないと感じているところでございます。こういった点についても、委員の方々からいろいろ御示唆あるいはアイデアをいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ほかに震災関係で何か御要望がございましたら、お聞きしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、それ以外のその他で御意見ございますか。今村特別委員、お願いします。

○今村特別委員 ちょっと私事も入ります。私事から先に言ってしまってあれなんですけれども、マルハニチログループも中身は別として図体は大きいものですから、役員を2年ばかり例外的に超えてやっていたんですけれども、来月の株主総会ですべての役職を勇退ということになりまして、この分科会でも大分お世話になりました。

ちょうど震災の時期で、私も道半ばの点もあったり、御存じの方も多いかもかもしれませんけれども、日本の漁業の再生の思いでいろいろ提言したりしている中で、最後に細かいことは別にしまして、お願いといたしますか、希望を述べさせていただきます。

私も会社の経営をしながら、あるいは海外も経験してきて、日本の沿岸、沖合、遠洋ともいろいろな問題があって、なかなか衰退が止まらないということで、今度、東日本の大震災がありましたから、言葉遣いがあるかどうかわかりませんが、災い転じて福となすといえますか、国民の理解を得るにはいい機会だと思ひまして、東日本の復旧・復興は何としても最優先事項で、細かい概要は知りませんが、今、次長からも第一次で2,000億ぐらい出ているということで、その震災を受けたところだけ水産業が復旧・復興に向けて、全体で15%ぐらいでしょうか、私からお願いというか希望は、同時並行的に、予算もどんどん増やして東日本大震災の復旧と復興が第一優先でしょうけれども、何年前にEUがやったような、沿岸、沖合、遠洋とも環境とも変わってしまっておりますし、資源とかマーケットとか国民のニーズとのミスマッチも多いわけで、もうけている人が少ないような水産業になって心配しておりますけれども、私が従来言っているのは、日本の水産業再生というか、特に漁業の再生からでしょうけれども、5,000億ぐらいを震災の事

業とは別に同時並行ぐらいで、国民の理解を得て、日本の水産業再生基金として、優先順位は違うにしても、やり出すのは同時並行ぐらいで、それで5年ぐらいやって足りなければ、また延長すると。

EU の場合は大体終わりましたけれども、一次、二次に分けて、ソフトもハードもスクラップ・アンド・ビルドも、加工も資源管理も海外の漁場確保も含めて大体10年で1兆円ぐらいを使ってやってきて、勿論問題もいっぱいありましたし、手直しもやっていますが、基本的に基盤整備は終わったということです。

日本も水産王国が失われて何十年にもなりますし、大震災、災い転じて福となすには、国民の理解が得やすいのかなということで、政官民が一緒になって、同時に5,000億ぐらいの日本の水産業再生基金をつかって、加工もいわゆる生産だけではなくてインフラ、造船所、いろんなところを併せてみんなで強くなって、将来的には自立してもうけて、税金でお返しするというぐらいになればいいと思っております。大きな観点からいえば、日本の食料安全保障とかそういうことからきますけれども、東日本の大震災を受けて、政官民に訴えて、新しい再生基金をつくるいい機会ではないかと思っております。私は時間切れになりましたけれども、政官民で、またこの委員の皆様、地方のみんな、いろいろなことをやられているので、政策審議会でしょうから、是非とも日本の水産業を総合的に再生して、みんながもうけて、国民にも安全・安心の水産物が届けられる、持続的な漁業も目指せるようにする。

そのためにはお金が要ります。特に私が心配しているのは、こういう構造改革をやりながらやると、整理資金が要るんです。資源に見合った生産手段とか、整理資金が相当かかるんですけども、日本の場合はなかなか出ないということで、EU の場合、まとめて整理資金もスクラップ・アンド・ビルドもやったということは、やはり気合いが入っていたと思ったりしております。

ちょっと長くなりましたけれども、この分科会でもときどき辛口を言って役所にも当たりましたけれども、いろいろお世話になりました。リタイアしても何かお手伝いがあれば、会社の方は全部引きますけれども、水産業の再生の思いは変わりませんので、今後ともよろしくお願いします。お世話になりました。(拍手)

○櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

水産業再生のための明確な指針を話していただいたと思いますけれども、ほかに御意見なり、御質問なりはございますでしょうか。

○宮原水産庁次長 簡単に今村特別委員の関連で、我々は決してこの震災の問題というのは、特定の数県に限られているものだとは思っておりません。三陸漁場というのは全国の業者あるいは漁業の船員の方々が使われている漁場で、これがどれぐらい日本の漁業あるいは漁業者の方々に関係しているかというのは、震災の後に大変痛感しているところでございますので、やはり全国の問題としてとらえるというのが大変大事なことだと思っております。

それから、例えば今村さんが関わっておられた海外まき網の漁業も石巻を基地にしている船がたくさんいて、震災発生当時は食料品を運ぶのに手伝ってくれて、大変助けていただいたということで、改めてお礼を申し上げたいと思います。

日本の国内はかなり善意で動いているんですけれども、残念ながら一言申し上げたいのは、原発の問題で日本の産品というのは大変不当に差別されるようになっておりまして、海外まき網の産品もまた同じでございますし、こういったことは震災を機に競争相手の韓国とか中国ですとか、こういったところの漁業者が日本産品を追い落とすチャンスに使うとしていたり、やはり全国の漁業者がほぞをかむような事態が知らないうちに起こっているところは、最近、我々は問題だと思っているところでございます。

こういった面をよく声を上げて話をしていかなければいけませんし、特に今日は全国の漁業者の方がいらっしゃるのでお願いしたいんですが、風評被害を払拭するには、データをもって、要するに放射性物質は全然魚に含まれていないということを見せていく以外はないので、関係ないと言わずに是非検査に協力していただきたいと思うわけでありまして。どうしても放射性物質の調査というと、何か疑われるのではないかと、逆に買ったたかれるのではないかと考えられるところが地元に行かれると多いんですけれども、これは全く逆で、やっていないとそれこそ風評被害に遭ってしまうので、ここは是非この機会に皆さん方に御理解をお願いしたいと思うところでございます。

重ねて、これは全国の漁業の問題だと考えて我々是对応してまいりますので、よろしく申し上げます。

○櫻本分科会長 ありがとうございました。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、私の方から一言申し上げたいと思うんですが、私も4年間分科会長をさせていただきまして、多分今日の分科会が最後になると思いますので、一言皆様にお礼を申し上げたいと思います。いろいろ行き届かない点が多々あったと思いますが、活発

な御議論をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

今回の大震災では、水産関係者の方々も甚大な被害を受けられました。その復旧・復興は急がれるんですけども、本分科会が果たす役割はますます重要になると思っております。委員の皆様方におかれましては、今後とも水産業の発展のために御尽力いただくことを切にお願い申し上げます。

それから、最後ということですので、一言分科会長として、最後のお願いを申し上げたいと思うんですが、TAC 制度につきましては、ABC を設定するとか、かなり軌道に乗ってきたと思うんですが、まだまだ多く問題があることも事実だと思います。特に御批判が多かったのは、TAC イコール ABC にすべきであるにもかかわらず、一部それがなされていないということだったと思います。

それに関しまして、2点申し上げたいんですが、まず第1点はいかに妥当な ABC を設定するための努力をするかということが現時点では TAC イコール ABC を実施する以上に非常に重要だと私は思っております。妥当な ABC を設定するためには、漁業者の方々の経験とか情報を可能な限り取り入れることが非常に重要だと思っております。そのためには、例えば資源調査の設計段階から漁業者の方々の意見が取り込めるようなシステムをつくっていく必要があるのではないかと考えています。

第2点目ですが、ABC は不確実なものであるということを前提とした上で、その不確実な ABC を使って、いかにうまく資源を管理していくか。そのような観点から TAC の運用システムを構築していくことが非常に大事だと思っております。そのような発想の転換が是非必要だと思いますが、そのような発想の転換は実は簡単にできるんです。その方法は、ABC を決定する会議を公開することだと私は思っております。この会議に参加すれば、少し条件を変えれば、ABC が大きく変わるんだということが理解できるはずです。このことは研究者の責任ということでは全くなくて、ABC とはそもそもそういうものであるということです。ABC は不確実なものであるということを前提とした上で、いかにうまく資源管理を実行していくか、いかにうまく TAC 制度を運用していくかという発想がなければ、管理が成功することは難しいと私は考えています。

以上の2点に関しましては、私の在職中には実現することができなかつたんですけども、今後は是非検討をお願いしたいと思っております。

少し長くなりましたが、私からのお礼とあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

それでは、事務局側にお返ししたいと思います。

○長谷沿岸沖合課長 次回の資源管理分科会の日程につきましては、7月に開催予定の総会と同日にお願いしたいと考えております。後日、事務局から日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○櫻本分科会長 ありがとうございました。

3. 閉 会

○櫻本分科会長 以上をもちまして、本日の「資源管理分科会」は終了したいと思います。どうもありがとうございました。